

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月25日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究（A）

研究期間：2008～2011

課題番号：20243004

研究課題名（和文） 憲法の規範力の研究－憲法学と他の社会科学・法学との討議による検証

研究課題名（英文） Study of normative power of the constitution—examination by means of the discourse between constitutional law studies and other legal and social sciences

研究代表者

戸波 江二（TONAMI KOJI）

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号：00103911

研究成果の概要（和文）：

憲法および憲法学が現実の政治や社会に対して、また、他の法学・社会科学の分野に対してどのような規範的な力を発揮しているか、発揮すべきかについて、他分野の研究との交流、憲法の歴史的発展、外国との比較研究を通じて解明した。日本国憲法は、戦後の政治・社会において基本法としての規範力を発揮し、戦後日本の展開を支えてきたこと、民事法、刑事法の分野でも憲法が浸透し、憲法ないし憲法学との相互交流の動きがでてきている。

研究成果の概要（英文）：

Our study has investigated whether and how the Constitution and constitutional law studies had affect the normative power to actual politics and social life, or/and to legal and social sciences in other fields, by means of academic exchange with other studying fields, of the historical study of the development of the Constitution, and of comparative study of foreign countries. The conclusion is that the Constitution of Japan has demonstrated the normative power as the basic law in the postwar political and social life in Japan, that it has supported the deployment of Japan postwar, and that it has influenced civil law and criminal law and there have been mutual exchange between the other legal studies and Constitution and constitutional law studies.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	7,400,000	2,220,000	9,620,000
2009年度	7,900,000	2,370,000	10,270,000
2010年度	7,900,000	2,370,000	10,270,000
2011年度	6,200,000	1,860,000	8,060,000
年度			
総計	29,400,000	8,820,000	38,220,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、公法学

キーワード：憲法、憲法学、憲法と政治、憲法と社会、憲法と裁判、憲法と民事法、憲法と刑事法、憲法とメディア

1. 研究開始当初の背景

2000年の憲法調査会の設置と2005年の報告書の提出以来、憲法改正論議が活発になっている。安倍晋三前首相の改憲志向はきわ

めて強かったが、辞任によって改憲論もやや下火になっている。この間の憲法改正論議における欠陥は、日本国憲法が戦後60年の間、どのように国民意識に定着し、市民生活の土

台を築き上げ、また、戦後政治を人権と民主主義の方向へと規律してきたか、どれだけ日本国憲法が有効な規範力をもって戦後政治・社会の基礎を形成してきたか、について十分な論証をもった検証がなされていないことである。日本国憲法が戦後日本の政治・社会に対してもってきた「規範力」を学問的に論証することは、今後の日本国憲法の展開、および、将来の日本の政治・社会の発展にとって、きわめて重要な作業である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本国憲法が政治・社会・法の分野においてもつ、あるいはもつべき憲法の規範力について考察することにある。日本国憲法は制定後 60 年を経過し、さらに 21 世紀の日本の政治と社会も発展しようとしている。このような日本の政治・社会の転換期において、日本国憲法は政治や社会の現実に対してどのような規範力をもっているか、あるいは、現実の政治や社会をどのように規律すべきかを多角的に考察することは、政治・社会の基礎法としての憲法の意義を再認識し再検討するうえできわめて重要な憲法学的作業である。

また、本研究では、憲法学の立場からのみ憲法の規範力について考えるのではなく、政治学・法社会学・法哲学のほか、民法学、刑事法学、訴訟法学、国際法学などの他の法律・社会科学・法学の分野との関連でも憲法の規範性を問題とし、それらの他の学問分野との間での対話によって憲法の規範力を考察しようとするものである。

3. 研究の方法

本研究は、ドイツ憲法判例研究会によって担われる総合的な研究である。ドイツ憲法判例研究会(代表:栗城壽夫、戸波江二)は 1992 年に創設され、これまでドイツ憲法判例研究、日独憲法学比較研究、ドイツ人研究者との共同研究など多方面で研究活動を行ってきたが、本共同研究では「憲法の規範力」、すなわち、憲法の政治・社会・法に対する妥当性について考察する。そこでの主要なテーマとしては、憲法の、①社会・メディア、②政治、③法の 3 分野に対する規範力を分け、さらに③法分野をさらに分けて、③憲法の規範力の基礎理論、④行政法・行政過程、⑤民事法・市民生活、⑥刑事法、犯罪と刑罰、刑事手続、⑦裁判と訴訟、⑧国際法・国際人権、に分け、それぞれのテーマで責任者と連携研究者を配置し、共同研究を行う。

4. 研究成果

憲法の規範力につき、①政治部会、②メディア部会、③基礎理論部会、④行政部会、⑤市民法部会、⑥刑事法部会、⑦裁判法部会、

⑧国際法・国際人権部会、に分け、それぞれ研究を進めた。各部会での活動はさまざまであるが、全体として、憲法・憲法学が他の政治社会分野、法分野に対して大きな影響を与えていること、日本国憲法が戦後の社会のなかでの基礎法として社会秩序の形成と発展を支えてきたことが確認された。各部会での研究成果のとりまとめは、本年中の刊行をめざして編集中である。

比較研究では、2009 年 3 月のドイツ・ミュンヘン大学調査、2009 年 9 月フライブルグ大学での共同研究とカールスルーエ・ドイツ連邦憲法裁判所訪問を行った。2010 年 9 月にはドイツ・ベルリン大学・ポツダム大学訪問調査とベルリンでの研究会を行った。2012 年 3 月には、韓国・台湾・中国の憲法研究者 7 名を招いて「憲法と私法」共同研究を実施した(早稲田大学)。また、フライブルグ大学ヴェルテンベルガー教授を招聘し、講演会と意見交換会を行った。比較研究で得た成果は、ドイツ憲法学が未来志向であり、EU、テロ対策、個人情報保護などの難題に果敢に取り組み、社会・政治の発展に寄与していることが確認された。また、アジアでも憲法を基本価値として社会の基礎に据え、政治の動態を規律して社会の発展を支えていることも明らかになった。とりわけ、ドイツ・韓国・台湾の憲法裁判所が重要な役割を担っていることが注目された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 29 件)

- (1) 門田孝「退去強制から保障されるべき人権」法律時報、査読有、84 巻 5 号、2012 年、51-55
- (2) 藤井康博「近世・近代ドイツ国法学における国家目的「自由」「安全」「生命」(1)——環境国家論への予備的覚書」静岡大学法政研究、査読無、16 巻 1=2=3=4 号、2012、105-155
- (3) 戸波江二(超玉虎、童文文訳)「地方自治的憲法基礎之再検討」(中国文)、法学思潮、査読無、1 巻 1 号、2011、13-37
- (4) 近藤敦「Migrant Integration Policy in Japan」名城法学、査読無、第 61-1 号、2011、pp. 3-30
- (5) 近藤敦「グローバル時代における国籍と市民権」『自由と正義』査読なし、第 62 巻、2011、pp. 39-49
- (6) 小山剛「震災と財産権」ジュリスト、査読有、1427 号、2011、pp. 65-71
- (7) 小山剛「憲法上の権利か『自然権』か」法律時報、査読有、82-(5)、2010、pp. 56-58
- (8) 小山剛「憲法は私法をどこまで縛るのか：憲法の優位と私法の独自性」新世

- 代法政策学研究、査読無、11号、2011、pp. 23-41
- (9) 門田孝「人権保障におけるドイツ連邦憲法裁判所とヨーロッパ人権裁判所」比較法研究、査読無、73号、2011年、172-180頁
 - (10) 赤坂正浩「憲法概念について」立教法学、査読無、82号、2011、74-109
 - (11) 嶋崎健太郎「日本国憲法と生命権」日本法の論点、査読無、1巻、2011年、1-10
 - (12) 畑尻剛「立法不作為とその救済方法」法律時報、査読有、1034号、2011、63-69
 - (13) 工藤達朗「国家の目的と活動範囲」ジュリスト、査読有、1422号、2011、8-13頁
 - (14) 實原隆志、「ドイツ版『Nシステム』の合憲性」自治研究86巻12号、査読有、2010、149-158
 - (15) 光田督良「法律案の憲法適合性審査に対する内閣法制局の機能と問題性」、駒沢女子大下区研究紀要、17号、査読無2010、257-272頁
 - (16) 光田督良「ここ数年間における連邦憲法裁判所法の改正とその注目点」比較法雑誌、査読無、第44巻2号、2010、277-299頁
 - (17) 藤井康博「動物保護のドイツ憲法改正(基本法20a条)前後の裁判例——「個人」「人間」「ヒト」の尊厳への問題提起2」早稲田法学会誌、査読有、60巻1号、2009、437-492
 - (18) 上村都「憲法上的人格権と私法上的人格権」憲法問題、査読有、21巻、2010、43-54頁
 - (19) 中西優美子「権限付与の原則—ドイツ連邦憲法裁判所のEUリスボン条約判決を中心素材として—」聖学院大学総合研究所紀要、査読無、48号、2010、223-253
 - (20) 中西優美子「ドイツ連邦憲法裁判所によるEUリスボン条約判決」貿易と関税、査読無、vol. 58 No. 2、2010、75-67
 - (21) 工藤達朗「法理論における近代の意義」法律時報、査読有、82巻5号、2010、19-23頁
 - (22) 根森健「憲法の人権規定の私人間効力」法学教室、査読有、357号、2010年、36-40
 - (23) 畑尻剛「違憲判断の具体的処理方法—違憲確認判決を中心に—」中央ロー・ジャーナル、査読無、7巻1号、2010、65-100
 - (24) 押久保倫夫「沈黙する者へのパターンリズム—遺伝子操作の限界としての『個人の尊重』と『人間の尊厳』—」東海法学、査読無、41号、2009、pp. 21-68
 - (25) 大森貴弘「政治と行政の区別に関する一考察——ルーマン理論における政治システムの内部分化について——」早稲田法学会誌、査読有、第59巻2号、2009、

1-28

- (26) 渡辺康行「憲法訴訟の現状—「ピアノ判決」と「暴走族判決」を素材として」法政研究、査読無、76巻1・2号、2009、33-60頁
- (27) 渡辺康行「立法者による制度形成とその限界—選挙制度、国家賠償・刑事補償制度、裁判制度を例として」法政研究76巻3号、2009、1-53頁
- (28) 有澤知子「男女別学と平等保護条項—合衆国の3つの判決を検討する」大阪学院大学法学研究、査読無、34巻2号、2008、275-299
- (29) 根森健「ヨーロッパ人権条約とドイツ基本法の基本権保障との関係—ドイツ連邦憲法裁判所「ヨーロッパ人権裁判所の正当な評価」決定の解説と試訳」白山法学(東洋大学法科大学院)、査読無、4号、2008年、95-140頁。

[学会発表] (計39件)

- (1) 近藤敦「移民統合政策指数(MIPEX)と日本の法的課題」移民政策学会2011年度春季大会、早稲田大学、2012.3.17.
- (2) 小山剛「震災と憲法」京都大学防災研究所、首都直下地震に関わる政策検討会全国町村会館、2011年11月24日
- (3) 嶋崎健太郎「白山ひめ神社御鎮座二千百年式年大祭奉賛会事件」新潟公法研究会、2011年11月29日
- (4) 門田孝「ヨーロッパ人権条約の解釈とその国内法的効力」国際人権法学会第23回研究大会、北海道大学、2011年11月5日
- (5) 畑尻剛「日本における社会権の展開—憲法25条(生存権規定)の現代的意味—」日中公法学シンポジウム、東南大学(中国・南京)、2011年10月28日
- (6) 戸波江二「国際人権の国内適用について」第8回日台憲法共同研究、台湾大学法律学院、2011年9月13日
- (7) 丸山敦裕「日本における憲法上の名誉権保護の展開とその問題点」第8回台日憲法共同研究、台湾大学法律学院、2011年9月14日
- (8) 古野豊秋「公判調書訂正」事件—2009年1月15日ドイツ連邦憲法裁判所第二法廷決定—BVerfGE 122, 248-2 BvR 204/07」ドイツ憲法判例研究会、2011年6月4日
- (9) 門田孝「人権保障におけるドイツ連邦憲法裁判所とヨーロッパ人権裁判所」比較法学会、法政大学、2011年6月4日
- (10) 工藤達朗「市場のグローバル化と国家の位置づけ—憲法の視点から」日本公法学会、名城大学、2011年10月
- (11) 戸波江二「日韓憲法学共同研究の意義と

- 課題」日韓共同研究『日韓憲法学の対話』、韓国・慶北大学、2011.3.11
- (12) 根森健「いわゆる多重氏判決 (BVerfGE 123, 90 - Mehrfachnamen) について」ドイツ憲法判例研究会、専修大学、2011年3月5日
- (13) Koji Tonami, The development of the Constitutionalism in Japan after World War II, International Conference on Constitutional Pluralism: New Challenges for Constitutional Theory, West Bengal National University of Juridical Sciences, Kolkata, India, 2010.11.13
- (14) 小山剛「憲法は私法をどこまで縛るのか：憲法の優位と私法の独自性」北海道大学 GCOE プログラム、北海道大学、2010年10月
- (15) 古野豊秋「憲法の『純粹』規範力」ドイツ憲法判例研究会、Schloss Köpenick, Berlin、2010年9月16日
- (16) 浮田徹「基本法と金融市場に対する行政統制」ドイツ憲法判例研究会、Schloss Köpenick, Berlin、2010年9月17日
- (17) 大森貴弘「三段階審査の日本への導入について——集会の自由の判例を素材として——」ドイツ憲法判例研究会、Schloss Köpenick, Berlin、2010年9月18日
- (18) 戸波江二「日本における基本権保護義務論をめぐる憲法学説の対立」済南大学法律学院講演、中国・済南大学、2010.8.15
- (19) 實原隆志「銀行口座決定—2007年6月13日ドイツ連邦憲法裁判所第1法廷判決」ドイツ憲法判例研究会、専修大学、2010年6月5日。
- (20) Koji Tonami, The development of the Constitutionalism in Japan after World War II, International Symposium on CONSTITUTION MAKING and CONSTITUTIONAL CHANGE, TBB KÜLTÜR MERKEZİ, Ankara, Turkey, 2010.3.20
- (21) 畑尻剛「違憲状態に対処するための多様な手法—国籍法違憲判決を素材に—」日台憲法交流会・早稲田大学、2010年2月21日
- (22) 藤井康博「ドイツ環境法典担当官草案」商事法務研究会（環境省請負調査）、2010.3.4
- (23) 小山剛「私法にかかわる基本権の3種的作用」京都大学社会秩序形成部会研究会、京都大学、2010年2月14日
- (24) 大森貴弘「集会の自由に関する諸判例の比較考察——アメリカ・ドイツおよび日本の判例を素材として——」ドイツ憲法判例研究会、熱海合宿、2010年1月24日
- (25) 鈴木秀美「連邦国防軍初年兵虐待事件——法廷取材制限事件」ドイツ憲法判例研究会、2010年1月
- (26) Koji Tonami, “Freedom from the State” or “Freedom by the State”? ——Modern Development of Human Rights Thought and the Theory of Obligation of the State to Protect Human Rights, International Conference on “Exclusions from Constitutional Law, City University of Hong Kong, 2009.10.29
- (27) Koji Tonami, Wir sind noch allein: Zur Zukunft der Verfassungsgerichtsbarkeit in Ostasien, in: Die 6. Deutsch-Japanische Zusammenarbeit in Universität Freiburg, „Europäisierung und Globalisierung als Herausforderungen für das Verfassungsrecht“ 2009.9.9.
- (28) Takashi Jitsuhara, Grundrechtsschutz vor der internationalen Rechtshilfe in Strafsachen, Die 6. Deutsch-Japanische Zusammenarbeit in Universität Freiburg, „Europäisierung und Globalisierung als Herausforderungen für das Verfassungsrecht“ 2009.9.12.
- (29) 浮田徹「電子投票法違憲判決——2009年3月3日第二法廷判決(2 BvC 3/07, 2 BvC 4/07)」ドイツ憲法判例研究会、早稲田大学、2009年12月5日
- (30) 藤井康博「環境法原則の憲法学的基礎づけ・序論——「個人」「人間」の尊厳からの自主責任手法」環境法政策学会・環境法政策研究会＝上智大学 環境法研究会（共催）、2009年7月22日
- (31) 藤井康博「環境国家と環境憲法の理論——「個人」「人間」「ヒト」の尊厳・国家目的・事前配慮（リスクと将来）」憲法理論研究会、2009年8月30日、
- (32) 上村都、憲法上的人格権と私法上的人格権、全国憲法研究会、上智大学、2009.5.9
- (33) 大森貴弘「集会の自由を規制するバイエルン集会法の一部の効力を停止する仮命令についての決定」ドイツ憲法判例研究会、専修大学、2009年5月9日
- (34) 近藤敦「多文化社会の意味するもの」国際人権法学会、甲南大学、2008.11.14.
- (35) 渡辺康行「憲法訴訟の現状」日本公法学会第73回総会 学習院大学、2008年10月
- (36) 戸波江二「憲法裁判の発展と特質——アジアにおける憲法裁判を中心に」韓国国会＝韓国憲法学会・共同主催国際学術大会「韓国制憲60周年記念シンポジウ

ム、ソウル・韓国、2008. 7. 17

- (37) 戸波江二「アジア諸国の違憲審査制の発展と日本の違憲審査制の活性化の課題」第7回東アジア法哲学会、中国・吉林大学、2008. 9. 22
- (38) 丸山敦裕「放送法制の歴史」放送法研究会6月例会、東京大学、2008年6月14日
- (39) 根森健「『国家の基本権保護義務論』とは何か? — 現代立憲民主制における国家の役割と人権保障をもっとよく考えるために」憲法理論研究会、早稲田大学、2008年4月19日

〔図書〕(計27件)

- (1) 陳天璽, 近藤敦, 小森宏美, 佐々木てる 編著『越境とアイデンティフィケーション: 国籍・パスポート・IDカード』(新曜社、2012年)、総頁数471、
- (2) 近藤敦 編著『多文化共生政策へのアプローチ』(明石書店、2011年)、総頁数276
- (3) 鈴木秀美「取材・報道の自由—報道関係者の証言拒否権を中心に」駒村圭吾・鈴木秀美 編『表現の自由 I』(尚学社、2011年5月)、242~272
- (4) 上村都「ドイツにおけるヘイト・スピーチ規制」駒村圭吾=鈴木秀美 編『表現の自由 I』(尚学社、2011)、589頁(476-492頁)
- (5) 小山剛『憲法上の権利の作法 新版』(尚学社、2011)、230頁
- (6) 小山剛「第3章総説」芹沢斉・市川正人・阪口正二郎 編『新基本法コンメンタル・憲法』(日本評論社、2011年)
- (7) 赤坂正浩「上論」「前文」芹沢斉・市川正人・阪口正二郎 編『新基本法コンメンタル・憲法』(日本評論社、2011年)、3~13頁、査読なし
- (8) 押久保倫夫「11条~13条」芹沢斉・市川正人・阪口正二郎 編『新基本法コンメンタル・憲法』(日本評論社、2011年)
- (9) 嶋崎健太郎「ドイツ憲法—子どもの医療をめぐる4極関係と基本権保護」小山剛=玉井真理子 編『こどもの医療と法 [第2版]』(尚学社、2011年)、382総頁、135-162頁
- (10) 小山剛「『安全』と情報自己決定権」辻村みよ子=長谷部恭男 編『憲法理論の再創造』(日本評論社、2011)、3
- (11) 門田孝「欧州人権・基本権保障の中のドイツ連邦憲法裁判所」芹田健太郎 ほか編『講座国際人権法3国際人権法の国内的实施』(信山社、2011年)、193-214頁
- (12) 石村修「ドイツ官吏法における政治的自由」晴山一穂 ほか著『欧米諸国の公務員の政治活動の自由』(日本評論社、2011年1月)、248総頁、101~124頁
- (13) 藤井康博「環境国家と環境憲法の理論—「個人」「人間」「ヒト」の尊厳・国家目的・事前配慮(リスクと将来)」憲法理論研究会編『憲法学の未来』(敬文堂、2010)、105-118
- (14) 古野豊秋『憲法における家族—親の人権と子どもの人権—』(尚学社、2010年6月)
- (15) 有澤知子「4条 差別とされない特別措置」国際女性地位協会編『女性差別撤廃条約コンメンタル』(尚学社、2010年)、137~152頁
- (16) 根森健「三菱樹脂事件最高裁判決の再検討」戸波江二 編『企業の憲法的基礎』(日本評論社、2010年)、232総頁、147-163頁。
- (17) 押久保倫夫「無償労働と『勤労者の権利及び義務』—勤労概念の拡大と『個人の尊重』・『人間の尊厳』—」戸波江二 編『企業の憲法的基礎』(日本評論社、2010年)、232総頁、199-218頁
- (18) 工藤達朗『憲法学研究』(尚学社、2009年)、346頁
- (19) 石村修「ドイツ—オンライン判決」大澤秀介・小山剛 編『自由と安全』(尚学社、2009年)、261~273頁
- (20) 石村修「国際化の中の憲法—対外権・国籍・軍事協力問題を中心として—」専修大学法学研究所『公法の諸問題VII』2009年2月 59~75頁
- (21) 鈴木秀美「モデル小説と芸術の自由—ドイツ連邦憲法裁判所「エスラ」事件決定を中心に」石川明 ほか編『ボーダーレス社会と法—ハルトヴィーク先生追悼』(信山社、2009年7月)、379~399頁
- (22) 有澤知子「批判的人種フェミニズム (Critical Race Feminism)」慶応義塾創立150周年記念法学部論文集『慶応の法律学 公法 I』(慶応義塾大学出版会、2008年)、177~201頁
- (23) 根森健「『国家の基本権保護義務論』とは何か?」憲法理論研究会編『憲法変動と改憲論の諸相』(敬文堂、2008年)、147-160頁。
- (24) 門田孝「ヨーロッパ人権条約とドイツ」戸波江二 ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』(信山社、2008年)、47-52頁
- (25) 有澤知子「キンバリー・クレンショウ「固定化を超えて: 人種、ジェンダーと(不)平等に対する保護をめぐる新しい地平」に対するコメント」辻村みよ子 他編著『世界のジェンダー平等—理論と政策の架け橋をめざして』(東北大学出版会、2008)、149~158頁
- (26) Michio Oshikubo, Die Achtung vor dem Individuum und die Wuerde des Menschen — Zur Grundidee der

Menschenrechte in Japan und Deutschland, in: Rainer Wahl (Hrsg.), Verfassungsänderung, Verfassungswandel, Verfassungsinterpretation, Schriften zum Oeffentlichen Recht, Band 1104, 2008, S.309-325

(27) 栗城＝戸波＝嶋崎編『ドイツの憲法判例Ⅲ』(信山社、2008年)、536

6. 研究組織

(1) 研究代表者

戸波江二 (TONAMI KOJI)
早稲田大学・法学学術院・教授
研究者番号：00103911

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者

栗城 壽夫 (KURIKI HISAO)
聖学院大学・政治政策学研究所・教授
研究者番号：10046964
近藤 敦 (KONDO ATSUSHI)
名城大学・法学部・教授
研究者番号 30215446
實原 隆志 (JITSUHARA TAKASHI)
長崎県立大学 国際情報学部 情報メディア学科 講師
研究者番号：30389514
光田 督良 (MITSUDA MASAYOSHI)
駒沢女子大学・人文学部・教授
研究者番号：70239284
鈴木 秀美 (SUZUKI HIDEKI)
大阪大学・高等司法研究科・教授
研究者番号：50247475
小山 剛 (Go KOYAMA)
慶応義塾大学法学部教授
研究者番号：60234910
藤井 康博 (FUJII Yasuhiro)
静岡大学・教育学部・講師
研究者番号：40581666
上村 都 (UEMURA MIYAKO)
新潟大学 人文社会・教育科学系・教授
研究者番号：30374862
丸山 敦裕 (MARUYAMA Atsuhiro)
甲南大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：00448820
浮田 徹 (UKITA TORU)
摂南大学・法学部・准教授
研究者番号：30362809
古野豊秋 (FURUNO TOYOAKI)
前桐蔭横浜大学・法務研究科・教授
研究者番号：80257419
押久保倫夫 (OSHIKUBO MICHIO)
東海大学・法学部・教授
研究者番号：30279096
門田 孝 (MONDEN TAKASHI)

広島大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：20220113

大森 貴弘 (OMORI TAKAHIRO)

常葉学園大学教育学部・講師

研究者番号：50554250

有澤知子 (ARISAWA TOMOKO)

大阪学院大学・法学部・教授

研究者番号：60247864

赤坂正浩 (AKASAKA MASAHIRO)

立教大学法学部教授

研究者番号：80167816

嶋崎健太郎 (SHIMAZAKI KENTARO)

新潟大学・大学院実務法学研究科・教授

研究者番号：30226203

渡辺康行 (WATANABE YASUYUKI)

一橋大学大学院法学研究科・教授

研究者番号 30192818

根森 健 (NEMORI KEN)

新潟大学・大学院実務法学研究科・教授

研究者番号：00156168

畑尻 剛 (HATAJIRI TSUYOSHI)

中央大学・法学部・教授

研究者番号：80172914

石村 修 (ISHIMURA OSAMU)

専修大学法務研究科 教授

研究者番号：10103409

中西優美子 (NAKANISHI YUMIKO)

一橋大学大学院法学研究科教授

研究者番号 80327981

工藤達朗 (KUDO TATSURO)

中央大学・法務研究科・教授

研究者番号 10146996